

会 議 録

会議の名称		令和4年度第1回つくば市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時		令和4年6月3日（金）10時から12時まで		
開催場所		つくば市役所 2階 201会議室		
事務局（担当課）		総務部総務課		
出席者	委員	横田会長、磯山委員、川島委員、中田委員、堀委員、堀内委員		
	事務局	篠塚部長、杉山次長、沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、大下主任、伊藤主事		
	その他	（個人情報保護制度全般担当） 総務課：飯島係長、糸賀主査、田中主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
非公開の場合はその理由		傍聴者数 0名		
議題		個人情報保護法の改正の概要説明及び意見交換		
会議次第	1	開会		
	2	座長の選出		
	3	個人情報保護法の改正の概要説明及び意見交換		
	4	今後の予定		
	5	閉会		

〈審議内容〉

1 開会

○事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

まず初めに、総務部長の篠塚から挨拶を申し上げます。

〔総務部長挨拶〕

○事務局

ありがとうございました。続きまして、本日出席している事務局職員の紹介をさせていただきたいと思います。

〔職員紹介〕

○事務局

会議に入りたいと思います。次第の2座長選出及び3個人情報保護法の改正の概要説明及び意見交換に移らせていただきます。

今回の審査会では、個人情報保護法の改正により、既存の当市個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例を新規設定する必要性が生じたことに伴いまして、審査会条例第2条第1項第5号に基づき、個人情報保護制度の運営に関する重要事項として調査審議をお願いするものでございます。

次第に従って進み正午に終了予定としております。限られたお時間ではありますがよろしく願いいたします。以降の議事進行は横田会長をお願いいたします。

なお、委員の皆様のお手元にマイクをご用意しております。当市ではこのマイクを使った音声を基に、AIが議事録を作成するシステムを導入しておりますので、発言の際には必ずマイクの使用をお願いいたします。それでは会長よろしく願いします。

2 座長の選出

○会長

ただいまから令和4年度第1回つくば市情報公開個人情報保護審査会を開きます。

まず初めに、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条により、会議の座長を選出したいと思います。自薦他薦、どなたかありますでしょうか。ないようでしたら事務局の方にて選出案をお願いいたします。

〔出席委員からの意見なし〕

○会長

それでは、事務局ではどのようにお考えでしょうか。

○事務局

会長に、引き続き座長を兼任いただければ幸いです。

○会長

事務局案でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは本審査会の座長を進めさせていただきます。

3 個人情報保護法の改正の概要説明

本題に入っていきたいと思います。本日の委員の出席数は6名です。本審査会の開催要件である委員数7名の半数以上の出席を満たしており、会は成立しております。

また本審査会はつくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第4条に規定する非公開とすることができる会議に該当しないため、配付資料及び会議録も含め、公開として進めてまいります。

審議に入っていきたいと思いますが、まず事務局から、今日の審査会の進め方について説明をお願いいたします。

○事務局

今日の審査会の進め方についてです。この後、総務課公文書管理係から、法改正及びそれに伴う当市の条例改正について説明がございます。

その後、総務課の質疑応答も含めまして、自由に意見交換を行っていただき、内容について理解を深めていただく機会としていただければと考えております。また、最終的な答申の参考イメージとして、本日、他市における過去の答申例を机上配布させていただいております。

答申の内容自体は、基本的には次回以降の審議事項とはなりますが、形式としてこのようなものというイメージを持っていただければ幸いです。今日の審査会の進め方としては以上となります。

○座長

ありがとうございます。続いて総務課から改正個人情報保護法及び個人情報保護法施行条例について説明をお願いいたします。

○総務課

ではただいまから、改正個人情報保護法及び個人情報保護法を施行条例案について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

説明に入る前に資料の説明をさせていただきたいと思います。事前にお配りした資料ですが、資料1番がこのスライドの内容を印刷したものとなっております。こちらは、本日差し替え版右上に差し替え版と表示されているものをお配りしておりますので、こちらを見ていただけたらと思います。

2番がスケジュールになります。今後の条例改廃スケジュールの詳細を表示したものとなっております。

資料3番が、新しく改正されました、個人情報の保護に関する法律の条文となっております。

資料4が、現在のつくば市個人情報保護法施行条例の案となっております。こちらも、本日差し替え版をお配りしております。差し替え版の方ですが、タイトルに、案が抜けておりますが、引き続き案の状態でございますので、

お手数ですが案と追記していただければと思います。

なお資料4に関しましては、差し替え版と訂正箇所という2種類の資料をお配りしてございます。差し替え版が現在の案でございまして、訂正箇所が、前回お配りしたものと、内容が変わっている部分に関しましては、赤字で表示しております。前回との変更箇所を確認する場合には、この訂正箇所を見ていただけたらと思います。

資料5は、情報公開個人情報保護審査会条例となっております。こちらも本日差し替え版をお配りしておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

参考資料といたしまして、参考資料1で、現行のつくば市個人情報保護条例の条文をお配りしております。また参考資料2といたしまして、他市の個人情報保護条例改正に関する答申の見本を用意しております。資料に過不足等ございましたら、お声掛けいただければと思いますが、ございませんでしょうか。

それでは説明に移らせていただきます。最初に、条例改廃スケジュールについて説明をさせていただきます。画面にスケジュールが表示されておりますが、こちらをより詳細にしたものが、お配りしている資料2となります。必要に応じて確認いただければと思います。

まず本日6月3日ですが、この審査会の委員の皆様、法改正及び条例改廃の概要を説明し、質疑応答の場を設けさせていただきたいと思います。本日の議論で結論を出すという趣旨ではありませんので、こういったことでも結構ですので、忌憚のない意見・質問をいただければと思います。

本日の議論を踏まえまして事務局内で、案を検討させていただいた後、6月下旬に当審査会に諮問をさせていただきます。

なお、この諮問につきましては、法令で必須とされているわけではございませんが、今回の条例改廃については、専門的知見を持つ委員の皆様からの

意見をいただく事が不可欠であると判断をしたため、諮問させていただくものとなっております。

その後、7月下旬、審査会において、条例案の調査審議をしていただいた後、8月上旬つくば市の重要施策等を審議する機関である、庁議という機関に付議させていただきまして、8月24日に庁議で審議を行います。

なお今回の条例制定に関しましては、つくば市パブリックコメント実施要綱において、手続が必要な対象となっておりますので、9月2日から10月3日にかけて、パブリックコメントの意見募集を実施いたします。

その後、10月上旬にパブリックコメントにて出た意見の検討を踏まえた結果の条例案について、審査会から答申をいただく予定となっております、11月中旬、つくば市市議会12月定例会へ議案を提出し、12月つくば市議会において審議を行います。議会で条例が可決された後は、令和5年1月に、つくば市個人情報保護法施行条例を交付いたします。

なお今回の法改正によりまして、地方公共団体の長は、個人情報の保護に関する条例を定めたときは、個人情報の取扱いを監督する国の機関である個人情報保護委員会という機関に届出をしなければならないとされておりますので、2月にその届出を行います。3月に庁内外に周知を行った後、4月1日、改正法の施行と合わせて条例の施行を行います。

以上がスケジュールの説明となります。ここまでで何か質問がありましたら、伺いたいと思います。

特にないようでしたら、続きまして、個人情報保護法の改正の背景について説明させていただきます。今回個人情報保護法の改正に至った背景には、第1に、国におけるデジタル庁の創設など、近年のデジタル業務改革の推進が進む中で、国や地方公共団体等の公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が予想されたということがあります。これを受けて、国は、個人情報等の適正な取扱いに万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員

会が、公的部門、民間部門を含めた個人情報の取り扱いについて、一元的に監視、監督する体制の必要が生じました。

第2に、デジタル社会の進展や、個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータの利活用が活発化していることが挙げられます。こうした中で、データの利活用の支障となり得る、不均衡不整合を是正する必要がありました。

具体的には、企業等民間部門と、国や地方公共団体などの公的部門で個人情報の定義が異なっていたこと。国立病院、民間病院、公立病院でデータ流通に関するルールが異なっていたこと。国立大学と私立大学で、学術研究に係る例外規定のあり方が異なっていたこと。また、地方公共団体の持つ個人情報保護条例の規定や運用がそれぞれ異なっていたこと。こちらに関しましては、自治体が2,000あれば、それぞれ2,000個の異なったルールがあると言われる、いわゆる2,000個問題と呼ばれる問題などが背景にありました。

また、国境を超えたデータ流通が増加していることを踏まえ、こちらに表示されていますGDPR、GDPRといいますのは、EUにおける一般データ保護規則といった規則になります。こちらへの十分性認定への対応など、国際的な制度への調和を図る必要が高まっていました。こうした背景を踏まえまして、令和2年度に、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、個人情報に関する本人の権利強化、主に民間事業者を対象とした責務強化や、虚偽報告等への法定刑引き上げ等が実施されました。

さらに、令和3年度に、こちらにございますデジタル社会の形成を図るための法整備に関する法律が成立し、同条の第50条関係と呼ばれる規定により、これまで法律が3つに分かれておりました民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等について、個人情報保護法が一本化して適用されることとなり、令和4年4月1日に既に施行されております。

また、同法の51条関係と呼ばれる規定により、令和5年4月1日から、つ

くば市を含む地方公共団体についても、個人情報保護法が適用されることとなっております。以上が個人情報保護法改正の背景となります。ここまでで何か質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

続きまして、改正個人情報保護法の概要について説明いたします。改正個人情報保護法の特徴としまして全国共通のルールを設定したことが挙げられます。画面の図で見ていただいておりますように、改正前の個人情報保護法におきましては、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等、それぞれで、根拠法令が分かれており、それを監督する機関も、総務省、個人情報保護委員会、それぞれ地方公共団体と分かれておりました。

改正後の個人情報保護法におきましては、根拠法令を一本化して、個人情報保護法を全国的な共通ルールのもとで、それぞれの機関に適用する事となっております。また、それを監督する機関についても、個人情報保護委員会に一本化されることになりました。

また、医療分野学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として、民間の病院大学等と同等の規律を適用するとともに、学術研究に係る保護法の適用除外規定については一律の適用除外ではなく、法律を適用した上で、例外規定を置き、規律を精緻化することとなりました。

また、個人情報の定義を、国、民間、地方公共団体で統一するとともに、匿名加工情報の取り扱いに関する規律を明確化することとなりました。それによって地方公共団体におけるルールが共通化されることも、改正法の特徴となっております。

改正法の適用前は、地方公共団体によって規制の対象が異なり、国とほぼ同じ規律を保っている自治体もあれば、そもそも条例を制定していない、また国より、規律、一部の規律が少ない、逆に国よりも規律が多い、また、国とは異なった手続きを設けているなど、不均衡な状態にありました。

改正法の適用後に関しましては、法律により、全国的な共通ルールが設定

され、地方公共団体については、法律の範囲内で、必要最小限の独自の措置が許容されることとなりました。

これを受けて、つくば市においては、これまで個人情報の取扱いの基準となっておりました、つくば市個人情報保護条例を廃止し、必要最小限の措置を定める、つくば市個人情報保護法施行条例を新たに施行することとなっております。

それでは、法律の中身を説明していきたいと思います。お配りした資料3が、改正法の前文となっておりますので、必要に応じて確認いただければと思います。

最初に、定義関係について説明いたします。これまで地方公共団体の条例において、独自の定義が定められていた用語の定義については、個人情報保護に関する全国共通ルールで法律を定めるという法改正の趣旨に鑑みて、条例で独自の定義をすることは許容されないとされております。

ただし、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別等が生じないように、取扱いに特に配慮を要するものについては、第60条第5号に規定する条例要配慮個人情報を定めることができるとされております。

また、定義関係をはじめとする地方公共団体（議会を除く。）とありますが、その規律については、改正後の法律により統一されるため、一部を除いて、条例で新たな規定を整備する必要はないものとされております。

なお議会を除くとありますのは、改正法におきましては、国の国会等が個人情報保護法の対象外となっていることに合わせて、地方公共団体の議会も、その対象から除かれたということになります。このため、つくば市の議会事務局におきましては、別途、議会の個人情報保護に関する条例を定める予定となっております。この定義関係の主な変更点といたしまして、個人情報そのものの定義が変わったことが挙げられます。

改正前の法律では、個人情報の定義に関しましては、画面にございます、

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるものとありまして、括弧書きで、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む、」とされていましたが、改正後の法律では、「他の情報と容易に照合することができ」、「容易に」という文言が追加されています。

改正前の法律では、他の情報と照合するにあたって、例えば、何らかの調査が必要となった場合、容易ではない場合でも、照合が可能であれば、個人情報の定義に含まれていましたが、改正後は、その照合が容易にできなければ、個人情報には含まれないということになりました。

結果として個人情報の範囲は狭くなっているということになります。これに関しましては、これまで民間部門と公的部門とで分かれていた個人情報の定義を、民間部門に合わせる形で、統一することになった結果となっております。

続きまして個人情報の取扱い関係等になります。これまで条例で規定していた個人情報の保有の制限、利用目的の明示、利用及び提供の制限等については、今後は法令及び国の規則ガイドライン等に基づいて対応することになります。

改正法第 68 条におきまして、保有個人情報の漏えい、滅失、き損等が生じた場合、個人の権利利益を害するおそれ大きいものは、個人情報保護委員会へ報告する義務が生じています。

また、改正法第 74 条・第 75 条におきまして、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務づけられました。個人情報ファイル簿とは、ここにあるように、一定の事務の目的を達成するために、保有個人情報を体系的に構成したファイルで、個人情報によって識別される特定の個人の数が、1,000 人を超えるものを指しております。

つくば市においては、こちらは現時点でも、国の基準に準じて、ファイル

簿の作成公表を行っておりますので、こちらに関しては、改正による影響は少ないものと考えております。

続きまして、開示、訂正及び利用停止関係です。まずこの開示、訂正及び利用停止についてですが、個人情報保護法においては、行政機関等に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求することができるとされており、その請求の方法等に関する規定となります。

まず、改正法の第 89 条第 2 項において、地方公共団体に開示請求するものは、実費の範囲内において、手数料を納めなければならないとされておりますが、この手数料の額を条例で定める必要があるとされております。

また、開示請求につきましては、開示請求者以外の個人に関する情報など、開示できない情報、不開示情報といったものがございしますが、市の情報公開条例にも同様の不開示情報といったものがあり、こちらと整合を図るため、情報公開条例の規定と同様の不開示情報を追加すること等が許容されております。

またその他、法で定める、30 日間の開示決定期限を短縮すること、開示請求にかかる手数料を無料、または、コピー代 1 枚につき 10 円というような従量制とすることが許容されております。逆に情報公開条例と関係のない不開示情報を追加することや、30 日間を超える開示決定の期限を設けることは許容されておられません。

また、現行法では、本人または法定代理人にしか認められていなかった開示請求が、委任状等を用いた任意代理人による請求も、認められるようになっております。なお、現在も開示決定等にかかる審査請求の諮問を受けていただいております現在の情報公開・個人情報保護審査会につきましてですが、こちらは改正法第 105 条第 3 項に規定する、行政不服審査法第 80 条第 1 項、または第 2 項の機関ということを、審査会条例に位置付けることで、引き続き、審査請求に係る諮問機関とすることが可能となっております。この位置

付けを行うため、今回つくば市情報公開個人情報保護審査会条例についても、改正が必要となっております。それに関して、お配りした、資料5が審査会条例の新旧対照表となっております。

続きまして行政機関等匿名加工情報です。匿名加工情報とは、こちらにありますように、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除することなどにより、特定の個人を識別することができないように、個人情報を加工した個人に関する情報で、当該個人情報を復元することができないようにしたものと定義されております。

改正前の法律では、行政機関においては、非識別加工情報と呼ばれておりました。これに関しまして、法第111条の規定により、国、地方公共団体、独立行政法人等の行政機関等は、定期的にこの匿名加工情報を活用した事業の提案募集を行うものとされております。

また、法第119条におきまして、提案募集を行う場合は、匿名加工情報の利用に関する手数料に関する条文を、条例で定める必要があります。なおこの提案募集に関しましては、当面の間は、都道府県及び政令指定都市にのみ義務付けられており、つくば市の場合は、こちらは任意となっております。なお、改正個人情報保護法では、国、地方公共団体、独立行政法人等を合わせて、行政機関等と呼んでおります。こちら単に行政機関といった場合は、国の機関のみを指しますが、行政機関等といった場合は、地方公共団体を含む定義となっております。

続きまして個人情報保護委員会についてです。個人情報保護委員会は、専門的知見を有する独立行政委員会として設置されており、これまでは、民間の個人情報取扱事業者の監督を主な任務としてきましたが、改正法の施行後は、行政機関等についても、指導、助言勧告等の監視を行うこととされております。

また法第166条におきまして、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱い

を確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供、または技術的な助言を求めることができるとされております。また、先ほどのスケジュールの際も説明いたしましたが、第 167 条において、地方公共団体の長は、改正後の法の規定に基づき、個人情報保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく委員会に届け出なければならないとされております。

続きまして審議会等への諮問です。改正法の第 129 条において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することが可能であるとされております。この諮問できる内容は具体的には、この法令やガイドラインに沿った運用ルールの細則を定める場合や、地域の特殊性に応じた独自の施策の実施について、意見を聴取することが特に必要な場合等が想定されています。

一方、個別案件における個人情報の取扱いにおいて、類型的に審議会等への諮問を要件とすることは、許容されておられません。ただし、現在も当審査会に諮問させていただいております、特定個人情報保護評価、PIA に関しましては、番号法に基づく規定ですので、こちらの諮問は従来どおり可能となっております。

また、既存の情報公開・個人情報保護審査会に審議会の役割を持たせることも可能とされているため、つくば市におきましては、現在の個人情報保護審査会に審議会の役割を追加する形での条例改正を考えております。以上が、改正個人情報保護法の概要となります。こちらについて何か質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

○堀内委員

委員の堀内でございます。一つ理解できなかったのを教えていただきたいのですが、3-6の行政機関等匿名加工情報の真ん中あたりで、匿名加工情

報を活用した事業の提案募集を定期的に行うものとすると言われていたのですが、これがどういうイメージなのか何のために提案募集をすると言っているのかが分からなかったので、イメージを教えてください。

○総務課

今回の法改正の趣旨といいますのが、個人情報を含めたそのデータの利活用によって、新たな産業の創出ですとか、経済を活性化するといった目的が含まれております。

個人情報に関しては従来その個人を識別できる情報、商業目的に利用すること等は、従来認められていなかったのですが、今回この匿名化という、特別な技術を施して、個人が特定できないようにし、企業等に例えば医療ですとか、介護に関するデータを提供し、企業がそれを分析した上で、例えば提案ができるとか、こういった分析結果、これを行政に反映させることができるといったような提案を企業に募集する流れとなっております。

○堀内委員

よく分かりましたありがとうございました。

○磯山委員

定義のところ、改正後は、他の情報と容易に照合する事がという形で、限定されることになったというお話でしたが、具体的にこういった情報が外れるのでしょうか。

○総務課

容易にという定義がどこまでというのは若干難しい話ではあるのですが、解釈上では通常の事務ですとか、業務における一般的な方法で、他の情報等、照合できる状態にあるということを意味しており、例えば特別な調査をしたりですとか、或いは照合のため特別なソフトを購入してインストールしたりとか、そういった若干の手続が追加されるような場合は、この容易にという要件は満たさないということが考えられております。

○磯山委員

容易性っていうのは誰を基準に判断するのでしょうか。公的機関なのか、民間の情報を出す側の判断なのか。

○総務課

ルール上は民間においても、行政においても、同じルールですので、その容易の照合っていうのは、もしかしたらその場、その場での判断になってくることもあるかもしれません。

○磯山委員

具体的なものは、今後の事例の積み重ねみたいな事になってきますでしょうか。

○総務課

そうですね。例えば簡単に考えられるものとしては、登記情報なんかは、一般に公表されていますので、そこから得られる情報は、容易に照合できる範囲に含まれてくるのではないかと思います。ただ実際、言われるとおり、具体的には今後の事例の積み重ねという部分はあると思います。

○磯山委員

分かりました。

○川島委員

今の「容易に」の部分に僕も正確に理解しているわけではないのですが、モザイク効果と言われているもので、例えば、正確ではないので、正しいかどうか疑問の余地があるのですが、モザイクって、ステンドグラスの中でチップの断片があり、断片一つ一つが赤だったり緑だったりしますが、全体としては、断片が全体として形をなすと、それが人であったり、風景だとかはわかります。ところが、一つ一つの赤の断片、或いは三角の断片とかだけだと、モザイク全体の絵が何を意味しているのかは、見た人間は分かりません。この例が良いかどうか私にはよく、まだはっきり分かりませんが。

例えば、私がTポイントのポイントを持っている場合、どこで何を買ったか、Tポイントで全部履歴がありますよね。そのTポイントを使っている人間の、IDとして番号だけがあって、住所、生年月日等も分からなくても、IDが例えば111 何とか番の人が、何月何日どこでパンを買い、どこで、鉛筆を買ったという履歴がありますよね。その情報だけでは、私かどうかはわからないですよ。

ところが、私のTポイント履歴と、私の携帯のGPSの位置情報と、例えば私のSuicaの情報とが全部組み合わさると、私以外にないという状況が発生する、それが、その情報です。

モザイク効果というのは、僕の理解ではそういう事で、要するに情報は、ある塊だけだと、必ずしもその個人が特定できないのですが、括弧書きの意味しているところは、氏名、生年月日、その他が分かってしまい、それは、私のことということがはっきりと特定できないような情報の塊があり、特定できない情報の塊が3つ、4つと重なって、全部何月何日はこの人はどこで何を買ってTポイント幾らで、Suicaがどこでとか、それが分かると、きっとこの人はこのマンションに住んでいて、年齢何歳ぐらいの男性でとか、分かり出す、他のフェイスブックの情報と重ねて、それは川島だったと判ってしまいます。

そういうイメージで、この括弧書きを照合することによって、個人を識別されてしまうという、そういうことがあります。このインターネットの社会、少し参考までに、必ずしも正確な事例を引いているとは言い切れないのですが、容易に照合することで、個人情報、個人識別が可能になるということは、そういうことだと私は理解していて、正確な解釈は、個人情報保護委員会の何か解説があると思いますが、一般にはこれがモザイク効果と言われているものです。

○座長

磯山委員は、その「容易に」というのが付くと、「容易に」が付いてない改正前とは、具体的にどこが違ってくるのでしょうかという、質問かと思うのですが、その容易さというのが、どういう事なのか。

○磯山委員

一番スタートとしては「容易に」を、検討することでどこまで狭まってくるのかなど、この照会の方法とかもあるのでしょうか、何か大枠そんなに変わってこないような気がします。

○川島委員

この経緯から考えると、おそらく、民間企業に対する個人情報保護法の中に「容易に」があったので、一本化するとき、全体の標準的な解釈として「容易に」を入れた、それを残したということですよ。

私は背景がよく分かりませんが、この容易性の判断というところが一番この個人情報保護の裁量的に悩ましいところだと思います。容易かどうかというのは、世の中に流れている情報の量とか、質とか、スピード感によって実は分からないのです。

我々がいろいろな情報を手軽に利用できるようになってきていますが、昔はそうではありませんでした。3年前、5年前もそうではありませんでした。容易性というものが社会に混乱を与えて、個人のプライバシーとか、そういったものに影響を与えるほどの容易な状態になり、普通の人でも、ちょっとした情報を組み合わせることで、その人を特定して、ダイレクトメールを送ったり、その人の住所を特定してストーカー行為を行ったりということが、社会全体としては怖いわけですね。

この括弧書きの中というのは、個人情報が含まれてなくても、容易に組み合わせると個人が特定されるということになるという、そういう意味だと私は理解しています。個人情報保護の専門ではないですが、ただ一般的にはそう理解されていると思います。

○座長

具体的で分かりやすい説明だったと思います。

○川島委員

磯山委員がおっしゃるこのことについて、多分、個人情報保護委員会は、今までの解釈、前例をお持ちだと思いますし、今回の改正は、個人情報保護条例に基づく審査会の権限を全部中央で引っ張っているということですから、我々が判断する必要はなくなるので、直接、我々の責務ではなくなります。

これがどう解釈されるかって、国に持っていかれたということで私が逆に懸念するのは、その判断が遅くなって、地域における情報の活用、情報による紛争の防止等についての、滞りが起きてしまうという、おそれはなくはないと思っています。国は国の個人情報保護委員会が機能するという前提でこの法律を書いています、実際どうなるかは分からないです。

○座長

理解がまた深まったような今の議論だと思います。

他にも何か質問や意見、あるいは川島委員強調したいところがあったら教えてもらえるとありがたいです。

○川島委員

これは論点がいろいろあって、人によってその法改正とか、条例に及ぼす影響というものの見方が違うと思うのですが、私が、一番に関心があるのは、先ほど堀内委員御指摘の、匿名加工情報に対してつくば市はどのような姿勢で取り組むか、というところに尽きると言っていると思います。

他はもう国が面倒見るということなので、それならお任せしていいのではないかと思っています。

ただ、この匿名加工情報についてどう利用するかということについて、募集をすることについては、今後の地域社会の中での安全安心、健康、

利便、快適などなど、様々な面での影響があるので、そこをどのようなスタンスで臨むのかというのは、この審査会で議論をすべき、私なりの論点のポイントだと理解しています。論点は多々あると思います。

○総務課

ありがとうございます。他に質問等はございますか。ないようでしたら、続きまして、つくば市個人情報保護法施行条例案について説明を始めたいと思います。

本日お配りした資料4の差し替え版が現在の条例案となっておりますので、必要に応じて確認いただければと思います。最初に開示請求にかかる手数料等について説明いたします。

こちらは条例案の第3条になります。先ほど申し上げましたように個人情報保護法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料については、無料または従量制とすることが、許容されていることから、施行条例第3条第1項において、手数料は無料と位置付け、第2項において、実費相当額の費用のみ徴収することを位置付けております。

費用の詳細は条例施行規則で定める予定ですが、法改正による影響を最小限とするため、コピー代1枚につき10円といった、現在と同様の費用負担を考えております。

また、こちらも現条例と、同様の規定となりますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法や、マイナンバー法と呼ばれるものですが、こちら第30条に、経済的困難等の理由がある場合、マイナンバーを含む個人情報、こちらも通称特定個人情報と呼ばれるものですが、こちらの開示請求に係る手数料を免除する規定があることから、施行条例第3項においても同様の規定を定めております。

続きまして開示決定等の期限です。こちらは、施行条例第4条から第9条の規定になりますが、改正法と差異がある部分は特に、第4条、第6条、第8

条の部分になります。

改正法におきましては、開示決定、訂正決定、利用停止決定期限、これは請求を受け付けてから開示等決定するまでの期限のことになりますが、こちらがいずれも 30 日間と定められております。一方現在のつくば市個人情報保護条例や情報公開条例においては、定める期限が 15 日間であることや、また現在確認できた範囲では、他市町村においても、期限を 15 日間とすると回答した市が多数であることを踏まえて、現行通り 15 日間の期限を設定いたします。こちらは、条例案の第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 8 条第 1 項の規定となります。

なお、改正法においては、決定期限 15 日間に加えてやむを得ない事情がある場合のみ、その期限をさらに最大 30 日間延長できる規定があります。現在、市の条例では、決定期限を 15 日間、延長期間を 45 日間と、合計して、60 日間に延長できる規定としておりますが、国のガイドラインにおいては、決定と延長を合計した、期間が同じ 60 日間であっても、延長期間が 30 日間を超えてはならないとされているため、延長期間については、改正法と同様の 30 日間といたします。こちらは条例案第 4 条、第 6 条、第 8 条のそれぞれ第 2 項に規定がございます。

これにより、決定期限と延長期間を合計した期間が、改正法に定める 60 日間より短い 45 日間となりますが、一般に保有個人情報の開示請求にかかる文書は、通常の情報公開による文書よりも、一般に文書量が少ないため、期限に比較的余裕のある場合が多く、市の業務への影響は少ないものと考えております。

続きまして匿名加工情報の利用に関する手数料です。こちらは事前にお配りした内容と、変更があったところとございまして、お配りした、事前に配布した資料では、こちらは定めない予定でしたが、検討した結果、定める方向で考えております。

先ほどの改正法の概要で説明しましたが、法第 111 条に規定する、行政機関匿名加工情報の提案募集について、つくば市においては任意とされておりますが、先日つくば市が特区指定されました、つくばスーパーサイエンスシティ構想において、匿名加工情報の活用が位置付けられていることから、将来的に提案募集を行う可能性を踏まえて、改正法第 119 条に規定する、匿名加工情報の利用に掛かる手数料を設定する方向で検討しております。

こちらは施行条例第十条の規定となっております。この手数料の額につきましては、原則として、国が標準で定める額と、同額を規定することとなっておりますので、そちらと同様の額となっております。

続きまして、審査会の諮問についてです。先ほど説明いたしましたように、改正法第 129 条には、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、合議制の機関に諮問することが可能とされております。

この意見を聞くための機関として、情報公開・個人情報保護審査会の位置付けをいたします。こちらは条例案の第 11 条の規定となります。なお審査会へ諮問できる、それぞれの項目については、国のガイドラインに沿った内容となっております。

なお議会については、改正法の対象から外れますが、議会に定める条例において規定すれば、同様の内容、及び審査請求について、審査会へ諮問することが可能となっておりますので、つくば市議会事務局において、同様の規定を定める予定となっております。

また、この改正によってつくば市情報公開・個人情報保護審査会の役割が若干変わることになりますので、審査会条例についても合わせて改正を予定しております。こちらにつきましても、同じく 12 月議会へ議案提出をする予定でございます。

続きまして、附則の説明になります。改正個人情報保護法においては、施

行日が令和5年4月1日と定められているため、施行条例についても、同様の施行期日となっております。それに伴いつくば市個人情報保護条例は廃止するという事となります。

附則の中で特に第5項及び第6項の部分なのですが、こちらについて少し説明をしたいと思います。現在の現行の個人情報保護条例においては、個人情報ファイル等の不正提供、盗用に対する罰則規定が定められております。こちらに関しては、旧条例を廃止した後も、廃止前に保有していた、個人情報ファイル等について、不正な提供等をした場合は、従前と同様の罰則が課される規定を経過措置として、規定したものとなっております。

こちらの規定に関しましても改正個人情報保護法の附則を参考に、ほぼ同じ内容となっております。なおこの規定に関しては、懲役及び罰金を含む内容であることから、水戸地方検察庁との協議が必要となる可能性がありますので、近日中に同庁に、協議の必要性について確認する予定となっております。

最後にその他といたしまして、今回の改正法において許容されている独自規定を定めなかった部分に関して説明いたします。

改正法第60条第5条において、地方公共団体独自に条例要配慮個人情報と定めることができるとされていますが、改正法に規定されております、要配慮個人情報、具体的には人種、信条社会的身分、病歴、犯罪の経歴犯罪により害を被った事実等、これらの定義により、個人の権利利益を確保することが可能であると判断したため、条例要配慮個人情報については、特段規定をしておりません。以上が個人情報保護法施行条例案の説明となります。

なお現在この内容については、庁内の法制を担当しております、法務課という部署において、法令審査を行っている最中なので、今後それにより内容が若干変更になる可能性がございますが、そちらについては了承いただければと思います。

この項目の内容が、後に諮問する上で、調査審議を行っていただく内容になってまいりますので、こちらに関して積極的に質問いただければと思います。またこれまで説明した内容、全般に関しても結構ですので、あわせて質問いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○座長

区切りながら意見とか質問を、今聞いていただいたのですが、全体を通して何か意見、或いは質問ございましたらなんでも結構ですので、お願いいたします。

はい、川島委員お願いします。

○川島委員

今日の会議というのは、先ほど確か、スケジュールで示されていた、次回に諮問をいただくとのことで、諮問事項について、この審議会としての議論を深めるということで、よろしかったですかね。

○総務課

そうです。

○川島委員

諮問事項としての候補は、今どのように整理されているかといえば、先ほど、説明がありました資料の中の、条例に関わる部分について、定められる横出しの部分とか上乘せの部分について、その項目については、今、出されている、第3条でしょうか。

○座長

第4に条例が関わるのでしょうか。

○川島委員

第4のことについて、議論を対象にするということですか。

○総務課

はい。

○川島委員

はい、ありがとうございます。

○座長

具体的にはその第4に書いてあることについて、意見や、諮問の対象というか、そういう事になるわけですね。

○堀委員

委員の堀です。今回の個人情報保護法の改正っていうのは結局、川島委員もお話しされていましたが、各自治体で、微妙に違う取決めがあり、逆にそれが混乱を招いていると。

極力必要な範囲で、その不一致がある部分に関しては統一した扱いを極力していきましょと、ひいてはそれが効率性を高めていく、というところにあると思うので、今回諮問の対象になっている、施行条例に関しても、おそらく、不必要に個性を発揮しないで、極力横並びで作っていくというのが何より大事なのだらうなと理解しました。

その観点からいくと、今回の審査会で話し合うということであれば、個性をどこで出していくのかと、どこが他の自治体と違っている条項なのかというのを明確にさせていただいて、その理由は何なのかっていうところにフォーカスしていただくと、より集中して議論がしやすくなるのかなというふうに思っています。

なので、可能であればその辺を、どこがどう違っているのかとか、その理由みたいなものを明確にさせていただけると、いいのかなと思いました。

あと、一点これは質問なのですが、第4-6の最後の条例要配慮個人情報に関して、これに関しては今回取り扱わないということだと思えますが具体的にはどういうことを念頭に置いた規定なんでしょうか、教えていただければと思います。

○総務課

はい。条例要配慮個人情報に関しましては、地域の特性その他の事情に応じて本人に対して不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱い、特に配慮を要する記述ということにて国からは説明がございます。ですので、この地域の特性といったものが例えばその地域に関しては、マイノリティ的な方がいらっしゃるとか、おそらくそういった部分を想定されているのではないかと思います。

○堀委員

なるほど、少しイメージが沸かなかったものですから、具体的な事例として、こういう地域でこういう問題が生じているというのが、つくば市では特に想定されないということなのですかね。

○総務課

はい、そうです。

○座長

今の意見は、条例でつくば市の特性というのが分かるような形で、議論がしやすいように、事務局の方でお願いしたいということでしたのでその辺はよろしくお願いしたいと思います。

○総務課

はい。

○座長

その他に何か意見、あるいは質問はありますか。

川島委員お願いします。

○川島委員

今の堀委員の指摘、正に僕もそのとおりだと思っていまして、フォーカスを定めた議論が必要だと思うのですが、そのフォーカスの定め方について、1つはつくば市ならではの、個性的な観点から、何か実施する必要があるのではないかとということ、ポジティブな面で、よりデータを使うという意味で

の個性と、もう一つは、つくば市ならではの配慮しなくてはいけない、危ない個人情報に、危ない面についてどういう配慮が必要なのかという点、その2点があって、多分、先ほどの説明ではスーパーシティに関連する部分というのは、より積極的に、情報を活用していきましょうという、そういうフォーカスの部分だと思います。

やはり要配慮個人情報について本当に、特別な規定がいらぬのかどうかという問題については、僕もよく分かりませんが、例えばよく言われる様な被差別民、部落問題とか、そういう特にこう偏見に満ちたマイノリティとして、社会から見られてしまうような、そういう個人に関する情報の取扱いというのはおそらく、相当自治体ごとに取扱いのセンシティブさの度合いが違うというのは多分歴史的にはあると思います。

そういった意味で少し気になるのは、今までのつくば市の個人情報保護条例の運用の中で、そのような事例というのか、過去においてつくば市が国の行政機関、個人情報保護法とは違う様な、何かそれから横出式的に適用解釈をしたような事例があれば、今回それが抜け落ちてしまって、その保護対象が消えるということは、今まで、土台を作っていた、その権利が、ないがしろにされるおそれがあるという懸念はあるのですよね。

ですからそれがあるかないか、そういう今まで保護されている方が必要、改正によって、何かを奪われることがないかどうかのチェックは、必要だと思います。積極的なネガティブチェックだと思います。

保護されている人がいないと言い切れるかどうかの検証はすべきではないかと思います。そういう記録がどのように残っているのかは分かりませんが、そのような事例は総務課の記録の中のどこかに残っている可能性はあると思います。

もう一つ追加で言うと、やはりつくば市というのは、外国人のシェアが今4%ぐらいですが、全国平均2%ぐらいで、多いと言えば多いのですが、た

だ、もっと多いところもあるので、ものすごく多いというわけではありませんが、つくば市には 120 数か国、非常に多様な方々がいらっしゃり、外国籍という意味で、この外国人の問題についてのこの要配慮個人情報についての視点は、他の自治体での定めの有無は気になります。

外国人対応について、いろんな多文化共生条例とかでは、そういうのを作っているところもあるのですよね。日本語をしっかりと話せない人に対しては、しっかりと日本語教育しましょうとか、医療の場でもしっかりと母国語で医療を受けられるようにしましょうとかですね。

そういう問題は一方での多文化共生問題としてあり、具体的にイメージがあって言っているわけではないのですが、その方々を守るための配慮事項が無いかどうかは、つくば市ならではのフォーカスとしては、マイナスの面を守る意味で、チェックが必要かなと思いました。

○座長

つくば市の特性というところからすると確かに、今、川島委員がおっしゃったところも、検討しなくてはいけない部分も出てくるのかなというのはよく理解できます。その辺の、やり方とか、何かあるのですかね、実態調査とか。

○川島委員

全国の中では、例えば浜松市、新宿区とかですね。圧倒的に、外国籍の方がたくさんいて、いろんな問題が議論になっているところがありますので、そういうところが今回の個人情報保護改正に伴う条例化にあたって、要配慮事項として外国人対応について、何か特別な配慮をしているのかどうか、少し気になりました。おそらく、何十も調べる必要はなくて、典型的に進んでいるところは、いくつかあると思います。

○座長

要配慮事項について、もう一度少し再検討していただきたいというのが

まず意見なのでそれも参考にさせていただけるといいかなと思います。

○総務課

承知いたしました。

○座長

次回にその辺少し、ご回答いただけるといいかなというふうに思います。

そのほかに何か、意見でも質問でも何でも、今日は理解を深めるための会議ということなので、何でも結構ですのでお願いいたします。

○堀内委員

はい。よろしいでしょうか、委員の堀内でございます。

先ほど川島委員の方から、匿名化した情報の利用についての提案というのは結構肝の部分だという事を教えていただいて、そうであったのかと、少し気になっただけだったのにと、目が開かれた思いでした。

多分、この今回の個人情報保護の改正というのは今まで個人の情報を守ろう、守ろうというところから、個人情報を活用してこれから日本の社会が住みやすく、安全に健康的に、そして持続的になっていくために、どんどん活用していこうではないかという方向に舵を取るための、一元的な規制を設けて一元的な管理をするという、そういうことだったのだなと今理解できました。まず御礼申し上げます。

その上で、匿名化した情報、匿名加工情報の利用について、つくば市もスーパーサイエンスシティ構想できっとこれから活用されるに違いないという指摘がありましたが、つくば市の肝入りで進めていらっしゃるの、その匿名化した個人情報を利用して、皆さんが良い事業を、提案されるのだろうと思います。

ただ、この事業というのは、民間の方が自分の事業のために利用させてくださいと提案をするというように、この条文の第 111 条、第 112 条のあたりから読めるかと思いました。

そのときの手数料が市の条例案で、随分安いなという印象を受けました。これは本当にイメージですが、商売をしている人間からすると、手数料の額が2万1,000円プラス1時間ごと3,950円というのは、安くないですかね。他人の情報を匿名化してもらって商売しようというのに、これは安くないでしょうか。

そして、時間1時間ごと3,950円というのは多分、職員の方、あるいは委託先の方が何人か張り付いて行うことになって、チェックも丁寧にされるのでしょうか、これ延べ人数、5人張り付いて1時間作業したら5時間とカウントするのか、それとも、1日作業したら8時間とカウントするのか。スーパーサイエンスシティ構想でたくさんの事業者が手を挙げて使わせてください、つくば市の方針に沿っていますと言ってきたときに、行政がパンクしたり、市民の税金を使って作業をしているのに一部の事業者のみの利益になったりするような、そんなことがないか少し危惧するところです。この辺、どのようにお考えか、教えてくだされば嬉しいです。

○総務課

はい。まず、この匿名加工情報の手数料に関してですが、まず国の方針といたしまして、この匿名加工情報というのが地方公共団体の枠を超えて、全国的に利用される可能性があるので、国が定める額を標準として、原則として定めるべきという、まず国の方針があります。

もし独自に手数料を定める場合は、自治体独自の特別な事情であるとか、合理的な理由が必要であるという説明がされております。

例えば作業1時間当たりの人件費なのですけれども、こちらに関しまして、国の省庁の方で、平均的な人件費ということで算出したものと伺っております。

匿名加工情報の作成に関しましては、職員によって作成する場合とあと、作成等を委託する場合がございます、仮に委託をした場合は、この第10条

の第2号のところですかね、委託を受けた者に対して支払う額、つまり委託にかかった費用を、納めなければならないとされておりますので、実際その職員の手で作業するというよりは、おそらく委託する可能性が高いと思われますので、それによって、業務負担が他に影響が出るほど増大することは、おそらくはないかなと考えております。

○座長

いかがでしょうか。

○堀内委員

分かりました。はい、ありがとうございます。

○座長

その他でもいいですが、意見がございましたらお願いします。

○堀内委員

追加でもう一つ、今の匿名加工情報の利用の提案について、こちらはこの審査会、私どもの担当する分野ではないと理解してよろしいですね。

○総務課

はい。それに関しましては提案の募集の方法ですとか、そういった細かい事項は、法律に定められておりまして、そちらに関しては自治体独自で規定を設けられるものではありません。

今回「つくばスーパーサイエンスシティ構想」で、提案募集がある可能性が高く、仮に実際募集が始まった際、手数料の規定がないと、実際の業務が滞ってしまうので、手数料だけは定めなくてはならないので、それを定めておこうという趣旨になっております。

○堀内委員

ありがとうございます。何か現場での苦勞が見えるようです。

○座長

条例で定められるのは、その手数料の部分だけという事ですね。

○総務課

はい。はいそうです。

○座長

それは法律の基準とし、読み比べていないのですが、これは条例に従っているのですか。

○総務課

はい。そうですね。実際その匿名加工情報に関する条文の規定が、お配りした資料3の法律の本文の方に、ございまして、条文で言いますと大体第109条から123条の部分になります。

こちらが提案の募集とか、そういった審査をどのようにするとか、どう作成するのかとか、あとは、取扱いに関してどういった義務があるのかというところが、細かく定められておりまして、基本はすべてそれに沿った形となり、ただ、手数料だけは自治体の方で定めるようにという、そういった案内でしたのでその様に進めさせていただいているところでございます。

○座長

定めた金額の数字っていうのは、何によったものですか。

○総務課

はい。こちらは個人情報保護法の施行令の方に、この金額が定められておりまして、そちらの額と全く同様の額となっております。

○座長

質問・意見ございましたら、お願いできればと思います。

はい、川島委員お願いいたします。

○川島委員

第114条を読んでいたのですが、新しい方の個人情報保護法の方にて、提案の審査というところですが、これは行政機関の長が、審査しなければならない。審査は先ほどの審査会での諮問事項になるのですか。

個人情報ファイルに対して、ある企業がこれ使って、こういうビジネスをしたいと言った場合、第 114 条の審査基準に照らしてどうかというのは、誰が判断するのでしょうか。

○総務課

基本的には個人情報の取扱いに関する事項となっておりますので、この匿名加工情報の審査は、おそらく含まれてこないと思います。

○川島委員

あまり出てこないという前提で国が行うという整理となっています、それでいいのですが。

具体的な事例で、例えば私、今までつくば市民の命に関わる A E D をたくさん使いましょうというような研究をしていたときがあって、そのときに、消防本部の方に、今まで、救急車の発信で、いつどこに発信してそれで助かったか、助からなかったのか、A E D がすぐ適用できたか、助かったか、助からなかったとか、もともとその発信歴の基本情報の中には、誰々さんが、どこで、心臓発作で倒れて亡くなった、その誰々さんは名前もあるし、住所もあるので、完全に個人情報なのですが、そういった状況であったとしても、大学の研究目的のために守秘義務契約を結び、学生と一緒にその場に行って、その個人情報の個人の部分を全部消して情報をいただいて、分析して、研究成果を出すというようなことをしていたのですが、あれ自体は今回の新しい法制となったとしても、個人情報の開示には当たらず、内部で利用する個人情報について、その個人情報を内部の利用において、大学として、守秘義務契約をしています。

今まで例えば、N E C さんとか日立さんが、つくば市の税に関する情報も、実際に処理しているのは、N E C さんとか日立さんの技術者の方々だったりするので、注意義務契約で行っているという範囲なので、あれは全く影響受けませんよね。

○総務課

はい、実際、現在のつくば市個人情報保護条例も、ほとんど条文は国の保護法を参考としており、実際の取扱いでは国と全く同じものになっておりますので、改正後の取扱いに関しては、特に変更があるわけではないので、これに関しては改正による影響というものはないと思っております。

○川島委員

少し細かい実際の個人情報の定義とか、規制の内容自体が国の解釈となってしまうので、言葉が同じでも解釈上違っていたというのは、当然あると困るなど思ったのですが大丈夫だということでしょうか。

○座長

例えばこの第 109 条の先ほどの川島委員の言った、行政機関の長がこういうろいろ実施するわけですね。つくば市では具体的にどこの課がどういう形で実施するのですか。

○総務課

申し訳ないのですが具体的に上がってきた事例がないので分からないのですが、審査委員会のようなものを開いて実施するのではないかなと思われます。これに関しては、他市で先行して、提案募集などを行っている自治体に確認したいと思います。

○座長

色々チェックは必要になってくるわけで、そのときにはどこがチェックするのか、教えてもらえればと思います。

その他にも何か分からないことや、気が付いたこと、質問ございましたらお願いします。

○川島委員

法律の第 111 条で提案ができると思うのですが、提案対象というのが、個人情報ファイルについて、提案を募集するようになっているので、個人情報

ファイルを使って、匿名加工をして、ビジネスしたいみたいな、そういう想定だと思います。

個人情報ファイル、この新しい法律で言っているところの個人情報ファイルというものが、あまりに限定的だと、その提案に意味がなくなってしまうので、正確な個人情報保護ファイルの定義は、今の新しい法律でいうと、定義第2条に書いてある、要するに提案の対象が、できるだけいろいろな提案が出てくるようなものであって欲しいと思います。しかし法律で決まっているのでどうしようもないのでしょうか。

○総務課

まず定義といたしましては、これに関しては第60条の第2項だと簡単な定義なのですが、実際その個人情報ファイルにどういう項目を記載するのかわかるころになると、第74条ですね。

○川島委員

いや、少し気になったので、個人情報であったとしても、それをファイルとして整理された形でないと、そもそも提案の対象にならないとすると、できるだけたくさんファイルとして整理していただきたいなと思っただけです。

個人情報ってたくさんありますよね、色々ファイルとして、法律で言っている個人情報ファイルだけが提案の対象だとすると、ファイル化しないと対象にならないですよ。

具体的に言うと多分、法律で決まっていて、ここに書いてあるとおりだと思うのですが、将来的に提案を出そうと思ったが、ファイルになっていなかったから、個人情報ではあるが、ビジネスとして提案したいものの、ファイルになっていないから提案できないということになると、手数料を定めたところで、そもそもの対象が存在しないので、空振ってしまうじゃないですか。そこが少し気になりました。

○総務課

はい、そうですね。一応ファイルの対象が、基本的に個人情報の数が1,000件以上というところで決まっております、先ほど説明しましたが、現在つくば市でも、このファイル簿というのは整備しております。

仮に1,000件以上持っていても、登録漏れといったことがないように、毎年定期的にこういうファイルを持っていたら、総務課に申し出てくださいと庁内に案内はしておりますので、それによっておおよそ網羅できているかなと思っております。

○座長

ありがとうございます。個人個人にてファイル化されていますが、すべての情報、この個人についての現在こういった項目のことを書いてあるファイルが、あるという事なのですか。

○総務課

はい、そのファイルというのが一応検索可能な状態で、集合的になっているということで、特段それが例えば紙ベースであるとかっていう必要はなく、データ上であっても、エクセル表であっても、一応それはファイルという形に、数えられております。

総務課で管理しているのは、こういったファイルがありますという、ファイルの案内でして、例えば、介護関係だったら、介護の情報を何件どの部署で持っています。というような、そういった一覧表みたいなものが総務課で管理していて、そちらはホームページ上でも公表しているといったような形になっております。

○座長

意味がよく分からなかったが、そういう趣旨ですね。イメージが、個人情報ファイルっていものが分からないものですから。ただ名前で検索したら、その情報が抽出されて出てくるわけですか。そういうものではないのですか。

ね。その辺全然分らないですが。

○総務課

そうですね、例えばエクセル表だったら誰さんっていうワードで検索するとすぐ出てくると思うのですが、そういう状態になっていけば、このファイルに該当してくるということになります。

○座長

すいません。よく分かっていないかもしれないです。ありがとうございます。

他に何かご質問、ご意見ございましたら。

○川島委員

匿名加工情報関係では、他に条例として、何か定める必要はありますか。そういう事項は、この手数料だけでいいのでしたっけ。

○総務課

そうですね。定める必要があるとされているのは手数料だけになります。

○座長

その他に何かございますか。ありませんでしょうか。

今度の審査会としてのスケジュールとしては諮問が来て、7月の下旬に、その審議をするのですよね。

○総務課

そうですね7月下旬を予定しております。

○座長

その審議としては、もっと具体的に今回の改正条例案についてもっと具体的に、細かく審議していくというイメージでいいですか。

○総務課

はい。本日いただいた意見も踏まえまして、新たに条例案を作成し直して、特にこの部分というように、ポイントをさらに絞った上で、諮問させていた

できればと思います。

○座長

はい。川島委員いいでしょうか。

○川島委員

第29条を見ると、法律のですね、第3章第3節の施策を講ずる場合、その他の場合においてですから、多分、先ほどの匿名加工情報についての、提案の審査ということは、審査会への諮問事項として、何を対象とするかというところについては、今の原案では三つしか書いてないですが、この範囲をどうするかということについては特に、つくば市ならではの個性を出すところについての、この審議会としての役割があり得ると思いました。

○総務課

はい、ありがとうございます。確かにその他の場合とありますので、対象にはなってくるかなと思います。ただ保護委員会の方で典型的な諮問っていうのが、限定されているので、この匿名加工情報の審査が許容されるのかどうかというのは一応、委員会の方に確認させていただきたいと思います。

○座長

確認の方をお願いいたします。

○川島委員

法律が間違っていることもよくありますので、全てが正しいとは限らないので、委員会も正しいとは限らないです。逆に提案して変えてもらうというスタンスもあり得ると思います。

○座長

それに関連して資料5の、つくば市情報公開個人情報保護審査会条例、これは諮問とは関係ないということなのですが、その第2番ですかねその今の第2条の2項ですかね。

○総務課

はい。

○座長

改正前は、審査会は必要があると認めるときは、情報公開制度個人情報保護制度に関する条項について実施機関に意見を述べることができるが、改正後は、審査会は実施機関の諮問に応じ、個人情報保護法を何に規定し、適正な取り扱いの事項を調査審議するというところで結局諮問があるときだけということに限られるのですか。

○総務課

そうですね、現行の案では、その様にさせていただいております。

今の議論とちょっと、関連があるのかその辺もよく分からないのですが、この案についてもまだ検討中の段階でして、審議できる内容が限られていることから、どこまで規定したらいいのかというのがまだ詰め切れてない部分がございますので、この第2項に関しても、検討の上、残すのかそれとも削るのかというのは次回までにお示しできればと思います。

○座長

改正後は、諮問実施機関の方が諮問する場合となっている、これについては検討中ということですね。

○中田委員

法律の改正がされて、これまでつくば市独自の条例をなくして、新たに施行条例を制定するとの事なのですが、いろいろやってみないと分からないのでしょうし、施行条例の中身だけだと足りないところもあるのではないのかと思うところもあります。委員の方々の話を聞いて、問題点というか着目しているところは、つくば市独自のところという事もありますので、そういったところを次回までにお示しいただけたらと思います。

○座長

これは他の行政機関も横並びに皆、こういうことをやっているのですかね。

もう既にこれができる自治体とかはあるのですか。他自治体も作成中なのですか。

○総務課

そうですね、はい。実際、国の方からガイドラインとか、政令とか規則が、公表されたのが今年度4月下旬でしたので、おそらく、具体的にはそれを受けて、準備はしていたが、本格的にはそこで動き出したところが多数だと思います。

現状、つくば市と、同様に並行でやっているか、又はつくば市の方が若干先行している可能性もあるのではないかなと思っております。

○座長

逆に今、お手本、各特色に応じてっていうものなのでしょうが、逆にお手本みたいなそういう存在になっているという、感じではあるのですね。つくば市はどちらかという先行していますか。

○総務課

そうですね。

○川島委員

間違いないと思います。

○座長

そうすると、本当に色々丁寧に作らなければいけないのかなという思いはありますよね。

○川島委員

あと一点だけ気が付いたのですが、法務課の方が審査していると思うのですが、現行の個人情報保護情報保護条例の中の例外適用があるじゃないですか。

本人同意がなくても出せるとか、あれの適用事例で既に保護されている何か事例があれば、それが多分、来年4月以降は保護対象から、一旦、本人同意を得ず使っていたものが使えなくなる。

根拠規定が消えるので、それがもし残っていれば、それに対する対応をどうすべきかを考えないと、それによって利益を受けたり、制限を受けたりした人が突然変わるので、形式的に、その例がないかどうかチェックしておかないとここで不利益、やはり突然の変化を被る人がいる可能性がありますね。

○総務課

そうですね。ちょっとその辺についても経過措置が必要かどうか法務課に確認したいと思います。

○座長

それに関連して法令によってその同意がなくても、出せるものとその辺の関係とはどうなのですか。本人の同意の必要がなくても法令で、出せるっていうものはありますか。そこら辺の関係がよく分からないのですが、全て同意が必要なわけではないのですか。

○総務課

そうですね、現在の条例においては、個人情報の提供に関してはただし書きがあって、法令に定める場合を除くという規定がありましたので、基本はその法令に従うという形。その別に法令がある場合に、今回の改正法においても同じですので、その取扱いに関しても、従来どおりといいますか、変わることはないだろうなと思っております。

○座長

その他に特にございませんか。

それではまた今後調査審議等もございますのでその時にまた、中に入り込んだいろいろな議論がなされるといいかなと思います。進行を事務局の方にお返しいたします。

4 今後の予定

○事務局

はい、ありがとうございました。それでは、次第の4、今後の予定について

説明させていただきます。

先ほど、公文書管理係から説明があったとおり、近日中に条例改正についての諮問が市長から審査会に行われる予定です。その諮問を受け、7月下旬から8月上旬頃に2回目の審査会を開催し、条例案等の内容の審査を行っていただきたく存じます。

また、パブリックコメントが9月に終了した後、10月上旬に最終的な答申案を完成するための、第3回、審査会を開催したいと考えております。

その2回分の開催会議について、日程を調整するために、机上で、日程調整表をお配りしております。

都合を記入いただき、お帰りの際、机の上に置いていただければ幸いです。また、一度持ち帰っていただく場合には、期間が短くて大変恐縮なのですが、6月10日までに、郵送FAXメール等で、提出をお願いいたします。今後の予定については以上となります。ご多忙の中、恐縮ですが協力をお願いいたします。

5 閉会

○事務局

本日は長時間にわたり、意見をいただきましてありがとうございます。先ほど質問いただきました事につきまして、回答ができなかったものについては、回答がまとまり次第、メール等で委員様の方にお知らせしたいと思っております。

今後も引き続き情報公開・個人情報保護審査会の適正な運用につきまして、理解協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

これをもちまして令和4年第1回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。ありがとうございました。